

公立大学法人横浜市立大学職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する要綱

制 定 令和 3 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 12 月 1 日

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）第 3 条、第 4 条及び第 33 条の規定に基づき、職員の職務の級及び号給の決定等の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 就業規則第 3 条第 1 項に規定する一般職員（同条第 3 項に規定する総合職及び専門職に限る。）及び派遣職員をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、同種の職務に在職した年数に換算した年数を含む。）を言う。
- (5) 必要経験年数 賃金規程別表第 3 に掲げる級別資格基準表（以下、級別資格基準表）に定める職員の職務の級を決定する場合の資格として必要な経験年数をいう。
- (6) 必要在級年数 級別資格基準表に定める職務の級を決定する場合の資格として必要な 1 級下位の職務の級に引き続き在職した年数をいう。

第 2 章 職務の級の決定

(級別資格基準表)

第 3 条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、級別資格基準表に定めるとおりとする。

- 2 前項に定めるほか、職務の級を決定する場合の必要な資格は理事長が別に定める。

(級別資格基準表の適用方法)

第 4 条 級別資格基準表は、その者に適用される給料表の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格（当該資格以外の資格によることが、その者に有利である場合にあっては、当該資格以外の資格）に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の

資格については、同表において定めるものを除き、理事長が別に定める学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の給料表の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

4 次の各号に掲げる職に採用する場合において、採用しようとする者が現についている職に在職する年数(職位を同じくする他の職に在職した年数を含む。)について、第11条第2項に定める経験年数換算表で換算して得られた年数を、現についている職と同等と認められる本学の職に在職した年数とみなして級別資格基準表を適用することができる。これらの職に採用した職員を昇任させる場合の在級年数の取扱いについても同様とする。

- (1) 国家公務員の職又は地方公務員の職についている者をもって補充しようとする職
- (2) 特別の知識、技術又は経験を必要とするものとして理事長が指定する職
- (3) かつて職員であった者をもって補充しようとする職

第3章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第5条 新たに職員となった者の職務の級は、その者の職務に応じて、賃金規程別表第2に掲げる級別標準職務表(以下「級別標準職務表」という。)の定めるところにより決定するものとする。

(新たに職員となった者の号給)

第6条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級(以下「格付級」という。)の号給が初任給基準表(別表第1)に定められているときは当該号給とし、同表に格付級の号給が定められていないとき及び同表の職種欄にその者に適用される区分が定められていないときは、格付級における最低の号給とする。

2 削除

(初任給基準表の適用方法)

第7条 初任給基準表は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の適用については、同表において定める場合を除き、第4条第2項の規定を準用する。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第8条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表(別表第2)に加える調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の初任給基準表の適用については、第6条の規定にかかわらず、当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認められる場合に限り、同表の号給欄に定め

る号給の号数にその調整年数の数（1に満たない端数は、切り捨てる。）に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とし、減ずる調整年数が定められている学歴免許等の資格を有する者の同表の適用については、同表の号給欄に定める号給の号数からその調整年数の数（1に満たない端数は、切り上げる。）に4を乗じて得た数を減じて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができます。

（経験年数を有する者の号給）

第9条 新たに職員となった者のうち、その者の格付級がその者の有する学歴免許等の資格に対応する初任給基準表の職務の級欄に定める職務の級（以下「初任格付級」という。）となる者で、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数を有するものの号給は、第6条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める数に4を乗じて得た数（賃金規程第1条に規定する専門職にあっては2（理事長が別に定める場合にあっては4）を乗じて得た数）を第6条第1項の規定による号給（前条の規定の適用を受ける者にあっては、同条の規定による号給。）の号数に加えた数を号数とする号給（初任格付級の最高の号給を超えることはできない。次項において同じ。）とすることができる。

2 前項各号の規定により経験年数を12月又は15月で除した際に切り捨てられた月数がある者の号給は、同項の規定により得られた号給の号数に、次の各号に掲げる場合に応じ各表の切り捨てられた月数欄に応じた号数欄の数を加えた数を号数（賃金規程第1条に規定する専門職にあっては、理事長が別に定める号数）とする号給とすることができる。

(1) 12月で除した場合

切り捨てられた月数	号数
3月未満	0
3月以上6月未満	1
6月以上9月未満	2
9月以上	3

(2) 15月で除した場合

切り捨てられた月数	号数
6月未満	0
6月以上9月未満	1
9月以上	2

3 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条の規定の適用を受けないものの経験年数については、同条の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学

歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同条の規定による加える年数を合算した年数をもって、その者の経験年数とする。

(初任格付級よりも上位の職務の級に格付けられた者の号給)

第10条 新たに職員となった者のうち、初任給基準表に定める学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数を有する者でその者の格付級が初任格付級よりも上位の職務の級であるものの号給は、第6条の規定にかかわらず、前2条及び第11条の2の例により算定して得られることとなる号給を基礎として当該格付級まで昇格したものとしたときに第17条の規定により得られる号給をもってその者の号給とすることができる。

(経験年数の取扱い)

第11条 第8条から前条までの規定を適用する場合における職員の経験年数は、初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在籍した年数以外の年数については、経験年数換算表(別表第3)に定めるところにより、職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第11条の2 第6条から第9条までの規定による号給が、その者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができます。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第12条 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号給について、第9条、第10条又は前条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるとき又はこれらの規定により難い特別の事情があると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 就業規則第2条第2項に規定する派遣職員
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公務員
- (4) 事業の縮小、組織の改廃、その他やむを得ない業務上の都合により剩員が生じた結果退職して3年を経過しない者
- (5) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第10条第2項に規定する退職派遣者
- (6) 理事長が前各号に掲げる者に準ずると認める者

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第13条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第9条、第10条又は第11条の2の規定による場合にはその採用

が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

(新たに職員となった者の号給決定の特例)

第14条 新たに職員となった者のうち、第6条から第11条の2までの規定により得られる号給の額が、その者の職員となった日の年齢に対応する年齢別最低保障額表(別表第4)の金額欄に定める額に達しない者については、これらの規定にかかわらず、その者の格付級における当該年齢別保障額と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、格付級における直近上位の額の号給)をもってその者の号給とする。

第4章 昇格及び降格

(昇格)

第15条 職員が昇任したときは、その職務に応じて昇格させるものとする。

(特別の場合の昇格)

第16条 職員が生命の危険を冒して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合には、前条の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第17条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けっていた号給に対応する昇格時号給対応表(別表第5)の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- 2 前2条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 3 降格した職員を当該降格後最初に昇格させる場合において、前2項の規定により決定される号給が部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

(降格)

第18条 職員が降任したときは、その職務に応じて降格させるものとする。

(降格の場合の号給)

第19条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、次に定める号給とする。

- (1) 降格した日の前日に受けていた号給(以下「降格前号給」という。)が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給
- (2) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき(昇格後の号給欄の最低の号給より低い場合を除く。) 降格した職務の級の最高の号給
- (3) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき(前

- 号に該当する場合を除く。) 降格した職務の級の最低の号給
- 2 前項第1号の規定により降格させる場合において、降格した日の前日に受けている号給に対応する昇格した日の前日に受けている号給欄に定める号給が2以上あるときは、最も上位の号給とする。
- 3 職員を降格させた場合において、当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前2項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- 4 前3項の規定により職員の号給を決定することが著しく不適当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第5章 初任給基準又は給料表の適用を異にする異動

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動をした職員の職務の級)

第20条 職員を初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合又は給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合の職務の級は、その異動後の職務に応じて決定する。

(初任給基準又は給料表の適用を異にする異動をした職員の号給)

第21条 前条に規定する異動をした職員の当該異動後の号給は、職員となった時から異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてその時の初任給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用して算定した号給とする。

- 2 前項の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるとき、又は同項の規定により難い特別の事情があると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

第6章 昇給

(昇給日)

第22条 賃金規程第4条第2項の規定による理事長が定める日は、第25条に定める場合を除き、毎年4月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(昇給についての勤務成績の証明)

第23条 賃金規程第4条第2項の規定による昇給は、昇給させようとする者の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

(昇給の区分及び昇給幅)

第24条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、前条に規定する勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するもの

とする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、理事長が別に定めるところにより行うものとする。

- (1) 頗著な勤務実績をあげた職員 S
- (2) 十分な勤務実績をあげた職員 A
- (3) 勤務成績が良好であった職員 B
- (4) 勤務成績がやや良好でなかつた職員 C
- (5) 勤務成績が良好でなかつた職員 D

2 前項の規定にかかわらず、職員が人事交流等の事情により、同項に規定する勤務成績の証明の全部又は一部がない場合には、理事長が別に定めるところにより、同項各号に定める昇給区分のいずれかに決定するものとする。

3 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前2項の規定にかかわらず、理事長が別に定める昇給区分とする。

- (1) 昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあっては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下この項において同じ。）に、就業規則第42条第1項第1号に規定する病気休暇及び私傷病（以下「病気休暇等」という。）により理事長が別に定める期間勤務をしていない職員
- (2) 昇給日前1年間に、病気休暇等以外の事由（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）及び就業規則に定める事由を除く。以下「自己欠勤等」という。）により理事長が別に定める期間勤務をしていない職員
- (3) 昇給日前1年に懲戒処分を受けた職員

4 賃金規程第4条第2項の規定により職員を昇給させる場合の号給数は、当該職員の勤務成績に応じて決定される昇給区分及び当該職員の職務の級に応じて、昇給号給数表（別表第6）に定める号給数又は同表に定める号給数の範囲で理事長が定める号給数とする。

5 前年の昇給日後に新たに職員となった者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1月末満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数（理事長の定める職員にあっては、第1項から前項までの規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で理事長の定める号給数）とする。

6 前2項の規定による号給数が0となる職員は、昇給しない。

7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けている号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項又は第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（特別な場合の昇給）

第 25 条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、賃金規程第 4 条第 2 項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 職員が生命の危険を冒して職務を遂行し、そのため危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があつたことにより表彰を受けた場合 表彰を受けた日の属する月の翌月の初日（当該表彰を受けた日が月の初日であるときは当該表彰を受けた日）
- (3) 事業の縮小、組織の改廃、その他やむを得ない業務上の都合により剩員が生じた結果退職する場合、公務上の傷病（地方公務員災害補償法施行規則（昭和 42 年自治省令第 27 号）別表第 3 第 1 級から第 3 級までに掲げる身体障害を残す程度の傷病に限る。）により退職する場合又は公務上死亡した場合 当該退職又は当該死亡の日
- (4) 前 3 号に準ずる場合であらかじめ理事長の承認を得た場合 理事長の定める日（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第 26 条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第 7 章 特別の場合における号給の決定 (職務に復帰した職員の号給の調整等)

第 27 条 就業規則第 19 条第 1 項に定める休職中の職員、人事交流等によりが職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を休職期間等換算表（別表第 7）に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、職務に復帰した日及び職務に復帰した日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（委任）

第 28 条 この要綱に定めのない事項その他この要綱の実施に必要な事項については、理事長が定める。

附 則 (施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以前に公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程の適用を受ける職員に対するこの要綱の適用については、なお、従前の例による。
- 3 施行日において、施行日の前日から引き続き在職する職員の施行日における号給については、当該職員が施行日において改正後の要綱の規定の適用を受けたとした場合との均衡上必要な限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(在職者調整)
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）において、施行日の前日から引き続き在職する職員の施行日における給料月額及びこれを受けることとなる期間については、当該職員が施行日において、この要綱による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する要綱の規定の適用を受けたとした場合との均衡上必要な限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則
この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表第1 初任給基準表（第6条関係）

(1) 事務・技術職員給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	職務の級	号給
総合職	大学卒	1	37
	高校卒	1	21
専門職	大学卒	1	37
	短大卒	1	29
	高校卒	1	21
	中学卒	1	9
その他			

(2) 技能職員給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	職務の級	号給
技能職員Ⅰ	中学卒	1	15
技能職員Ⅱ			

備考 職種欄の各区分は、次の各号に掲げる者に適用する。

- (1) 技能職員Ⅰ 自動車の運転・整備、調理師等の業務に従事する職員でその就業に必要な免許等の資格を有するものその他これに準ずると認められる職員
- (2) 技能職員Ⅱ 施設の環境整備、守衛等の業務に従事する職員その他前号に掲げる職員以外の職員

(3) 医療技術・看護職員等給料表初任給基準表

職種	学歴免許等	職務の級	号給
薬剤師	大学6卒	1	45
	大学卒	1	37
診療放射線技師	大学卒	1	41
	短大3卒	1	37
栄養士	大学卒	1	37
	短大卒	1	29
臨床検査技師	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33
臨床工学技士	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33
理学療法士	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33
作業療法士	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33
言語聴覚士	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33
歯科衛生士	大学卒	1	37
	短大3卒	1	33
	短大2卒	1	29
	高校卒	1	21
保健師	大学卒	1	45

助産師 看護師	短大 3 卒	1	41
	短大 2 卒	1	37
	准看護師養成所卒	1	29
視能訓練士、歯科技工士、はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師、柔道整復師等	大学卒	1	37
	短大卒	1	29
	高校卒	1	21
その他	大学卒	1	37
	短大卒	1	29
	高校卒	1	21
	中学卒	1	9

備考

職種欄の「看護師」の区分には、准看護師を含む。

別表第2 修学年数調整表(第8条関係)

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒(16年)	短大卒(14年)	高校卒(12年)	中学卒(9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	
小学卒	6年	-10年	-8年	-6年	-3年

備考

- この表に定める年数(修学年数欄に定める年数を除く。)は、調整年数を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 級別資格基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその

年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。

3 学校教育法による大学院博士課程のうちの医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。

4 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について理事長が別段の定めをした職員については、理事長が定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第3 経験年数換算表（第11条関係）

経歴	換算率
国公私立大学職員、独立行政法人、地方独立行政法人職員、上記以外の公務員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間 8割以上10割以下
	その他の期間 6割以上8割以下
民間における企業体、団体等の職員としての期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間 7割以上10割以下
	その他の期間 5割以上8割以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）	10割以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの 10割以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの 5割以下
	その他の期間 4割以下

別表第4 年齢別最低保障額表（第14条関係）

年齢	金額
歳　歳 18～19	円 179,900

20～21	184, 100
22～23	188, 400
24～25	193, 900
26～27	201, 300
28～29	211, 100
30	220, 300
31～32	224, 700
33～34	229, 800
35～36	235, 000
37～38	240, 200
39 歳以上	245, 400

別表第5 昇格時号給対応表（第17条関係）

(1) 事務・技術職員給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	2	1	1	1	1
3	1	1	3	1	1	1	1
4	1	1	4	1	1	1	1
5	1	1	5	1	1	1	1
6	1	2	6	2	1	1	1
7	1	3	7	3	1	1	1
8	1	4	8	4	1	1	1
9	1	5	9	5	1	1	1
10	1	6	10	6	1	1	1
11	1	7	11	7	1	1	1
12	1	8	12	8	1	1	1
13	1	9	13	9	1	1	1
14	1	10	14	10	1	1	1
15	1	11	15	11	1	1	1
16	1	12	16	12	1	1	1
17	1	13	17	13	1	1	1
18	1	14	18	14	2	1	1
19	1	15	19	15	3	1	1
20	1	16	20	16	4	1	1
21	1	17	21	17	5	1	1
22	1	18	22	18	6	1	1

23	1	19	23	19	7	1	1
24	1	20	24	20	8	1	1
25	1	21	25	21	9	1	1
26	1	22	26	22	10	1	1
27	1	23	27	23	11	1	1
28	1	24	28	24	12	1	1
29	1	25	29	25	13	1	1
30	1	26	30	26	14	1	1
31	1	27	31	27	15	1	1
32	1	28	32	28	16	1	1
33	1	29	33	29	17	1	1
34	1	30	34	30	18	1	1
35	1	31	35	31	19	1	1
36	1	32	36	32	20	1	1
37	1	33	37	33	21	1	1
38	1	34	38	34	22	1	1
39	1	35	39	35	23	1	1
40	1	36	40	36	24	1	1
41	1	37	41	37	25	1	1
42	1	38	42	38	25	1	1
43	1	39	43	39	26	1	1
44	1	40	44	40	26	1	1
45	1	41	45	41	27	1	1
46	2	42	46	42	27	1	1
47	3	43	47	43	28	1	1
48	4	44	48	44	28	1	1
49	5	45	49	45	29	1	1
50	6	46	50	46	29	2	1
51	7	47	51	47	30	3	1
52	8	48	52	48	30	4	1
53	9	49	53	49	31	5	1
54	10	50	54	50	31	6	1
55	11	51	55	51	32	7	1
56	12	52	56	52	32	8	1
57	13	53	57	53	33	9	1
58	14	54	58	54	33	9	1
59	15	55	59	55	34	10	1
60	16	56	60	56	34	10	1

61	17	57	61	57	35	11	1
62	18	57	62	58	35	11	
63	19	58	63	59	36	12	
64	20	58	64	60	36	12	
65	21	59	65	61	37	13	
66	22	59	66	62	37	13	
67	23	60	67	63	37	13	
68	24	60	68	64	37	13	
69	25	61	69	65	38	14	
70	26	62	70	66	38	14	
71	27	63	71	67	38	14	
72	28	64	72	68	38	14	
73	29	65	73	69	39	15	
74	30	65	74	70	39	15	
75	31	65	75	71	39	15	
76	32	66	76	72	39	15	
77	33	66	77	73	40	16	
78	34	66	78	74	40	16	
79	35	67	79	75	40	16	
80	36	67	80	76	40	16	
81	37	67	81	77	41	17	
82	38	68	82	77	41	17	
83	39	68	83	78	41	17	
84	40	68	84	78	41	17	
85	41	69	85	79	41	18	
86	42	69	86	79	41	18	
87	43	69	87	80	42	18	
88	44	70	88	80	42	18	
89	45	70	89	81	42	19	
90	46	70	89	82	42	19	
91	47	71	90	83	42	19	
92	48	71	90	84	42	19	
93	49	71	91	85	43	20	
94	50	72	91	85	43	20	
95	51	72	92	86	43	20	
96	52	72	92	86	43	20	
97	53	73	93	87	43	21	
98	54	73	94	87	43	21	

99	55	73	95	88	44	22	
100	56	73	96	88	44	22	
101	57	74	97	89	44	23	
102	57	74	98	90	44	23	
103	57	74	99	91	44	24	
104	58	74	100	92	44	24	
105	58	75	101	93	45	25	
106	58		102	94	45	25	
107	59		103	95	45	26	
108	59		104	96	45	26	
109	59		105	97	45	27	
110	60		106	98	45	27	
111	60		107	99	46	28	
112	60		108	100	46	28	
113	61		109	101	46	29	
114			110	102	46	30	
115			111	103	46	31	
116			112	104	46	32	
117			113	105	47	33	
118			114	106	47	33	
119			115	107	47	34	
120			116	108	47	34	
121			117	109	47	35	
122			117	110	47		
123			118	111	48		
124			118	112	48		
125			119	113	48		
126			119	114	48		
127			120	115	48		
128			120	116	48		
129			121	117	49		
130			122	118	49		
131			123	119	49		
132			124	120	49		
133			125	121	49		
134				122	50		
135				123	50		
136				124	50		

137				125	50		
138				126	50		
139				127	51		
140				128	51		
141				129	51		
142				130			
143				131			
144				132			
145				133			
146				134			
147				135			
148				136			
149				137			

(2) 技能職員等給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受 けていた号給	昇格後の号給	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	2
7	1	3
8	1	4
9	1	5
10	1	6
11	1	7
12	1	8
13	1	9
14	1	10
15	1	11
16	1	12
17	1	13
18	1	14
19	1	15
20	1	16
21	1	17

22	1	18
23	1	19
24	1	20
25	1	21
26	1	22
27	1	23
28	1	24
29	1	25
30	1	26
31	1	27
32	1	28
33	1	29
34	1	30
35	1	31
36	1	32
37	1	33
38	1	34
39	1	35
40	1	36
41	1	37
42	1	38
43	1	39
44	1	40
45	1	41
46	2	42
47	3	43
48	4	44
49	5	45
50	6	46
51	7	47
52	8	48
53	9	49
54	10	50
55	11	51
56	12	52
57	13	53
58	14	54
59	15	55

60	16	56
61	17	57
62	18	57
63	19	58
64	20	58
65	21	59
66	22	59
67	23	60
68	24	60
69	25	61
70	26	62
71	27	63
72	28	64
73	29	65
74	30	65
75	31	65
76	32	66
77	33	66
78	34	66
79	35	67
80	36	67
81	37	67
82	38	68
83	39	68
84	40	68
85	41	69
86	42	69
87	43	69
88	44	70
89	45	70
90	46	70
91	47	71
92	48	71
93	49	71
94	50	72
95	51	72
96	52	72
97	53	73

98	54	73
99	55	73
100	56	73
101	57	74
102	57	74
103	58	74
104	58	74
105	59	75
106	59	
107	60	
108	60	
109	61	
110	61	
111	61	
112	61	
113	62	
114	62	
115	62	
116	62	
117	63	
118	63	
119	63	
120	63	
121	64	
122	64	
123	64	
124	64	
125	65	
126	65	
127	65	
128	65	
129	65	

(3) 医療技術・看護職員等給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	2	1	1	1

3	1	1	3	1	1	1
4	1	1	4	1	1	1
5	1	1	5	1	1	1
6	1	2	6	2	1	1
7	1	3	7	3	1	1
8	1	4	8	4	1	1
9	1	5	9	5	1	1
10	1	6	10	6	1	1
11	1	7	11	7	1	1
12	1	8	12	8	1	1
13	1	9	13	9	1	1
14	1	10	14	10	1	1
15	1	11	15	11	1	1
16	1	12	16	12	1	1
17	1	13	17	13	1	1
18	1	14	18	14	2	1
19	1	15	19	15	3	1
20	1	16	20	16	4	1
21	1	17	21	17	5	1
22	1	18	22	18	6	1
23	1	19	23	19	7	1
24	1	20	24	20	8	1
25	1	21	25	21	9	1
26	1	22	26	22	10	1
27	1	23	27	23	11	1
28	1	24	28	24	12	1
29	1	25	29	25	13	1
30	1	26	30	26	14	1
31	1	27	31	27	15	1
32	1	28	32	28	16	1
33	1	29	33	29	17	1
34	1	30	34	30	18	1
35	1	31	35	31	19	1
36	1	32	36	32	20	1
37	1	33	37	33	21	1
38	1	34	38	34	22	1
39	1	35	39	35	23	1
40	1	36	40	36	24	1

41	1	37	41	37	25	1
42	1	38	42	38	25	1
43	1	39	43	39	26	1
44	1	40	44	40	26	1
45	1	41	45	41	27	1
46	2	42	46	42	27	1
47	3	43	47	43	28	1
48	4	44	48	44	28	1
49	5	45	49	45	29	1
50	6	46	50	46	29	2
51	7	47	51	47	30	3
52	8	48	52	48	30	4
53	9	49	53	49	31	5
54	10	50	54	50	31	6
55	11	51	55	51	32	7
56	12	52	56	52	32	8
57	13	53	57	53	33	9
58	14	54	58	54	33	9
59	15	55	59	55	34	10
60	16	56	60	56	34	10
61	17	57	61	57	35	11
62	18	57	62	58	35	11
63	19	58	63	59	36	12
64	20	58	64	60	36	12
65	21	59	65	61	37	13
66	22	59	66	62	37	13
67	23	60	67	63	37	13
68	24	60	68	64	37	13
69	25	61	69	65	38	14
70	26	62	70	66	38	14
71	27	63	71	67	38	14
72	28	64	72	68	38	14
73	29	65	73	69	39	15
74	30	65	74	70	39	15
75	31	65	75	71	39	15
76	32	66	76	72	39	15
77	33	66	77	73	40	16
78	34	66	78	74	40	16

79	35	67	79	75	40	16
80	36	67	80	76	40	16
81	37	67	81	77	41	17
82	38	68	82	77	41	17
83	39	68	83	78	41	17
84	40	68	84	78	41	17
85	41	69	85	79	41	18
86	42	69	86	79	41	18
87	43	69	87	80	42	18
88	44	70	88	80	42	18
89	45	70	89	81	42	19
90	46	70	89	82	42	19
91	47	71	90	83	42	19
92	48	71	90	84	42	19
93	49	71	91	85	43	20
94	50	72	91	85	43	20
95	51	72	92	86	43	20
96	52	72	92	86	43	20
97	53	73	93	87	43	21
98	54	73	94	87	43	21
99	55	73	95	88	44	22
100	56	73	96	88	44	22
101	57	74	97	89	44	23
102	57	74	98	90	44	23
103	57	74	99	91	44	24
104	58	74	100	92	44	24
105	58	75	101	93	45	25
106	58		102	94	45	25
107	59		103	95	45	26
108	59		104	96	45	26
109	59		105	97	45	27
110	60		106	98	45	27
111	60		107	99	46	28
112	60		108	100	46	28
113	61		109	101	46	29
114			110	102	46	30
115			111	103	46	31
116			112	104	46	32

117			113	105	47	33
118			114	106	47	33
119			115	107	47	34
120			116	108	47	34
121			117	109	47	35
122			117	110	47	
123			118	111	48	
124			118	112	48	
125			119	113	48	
126			119	114	48	
127			120	115	48	
128			120	116	48	
129			121	117	49	
130			122	118	49	
131			123	119	49	
132			124	120	49	
133			125	121	49	
134				122	50	
135				123	50	
136				124	50	
137				125	50	
138				126	50	
139				127	51	
140				128	51	
141				129	51	
142				130		
143				131		
144				132		
145				133		
146				134		
147				135		
148				136		
149				137		

別表第6 昇給号給数表（第24条関係）

(1) 事務・技術職員給料表昇給号給数表

昇給区分	S	A	B	C	D
------	---	---	---	---	---

昇給 の号 給数		職務の級			
	8級	8~7	6~5	4	3~1 0
	7級	4~3	3~2	2	1~0 0
	6級				
	5級	8~5		4	3~1 0
	4級	4~2		2	1~0 0
	3級	6~5		4	3~1 0
	2級	3~2		2	1~0 0
	1級				

備考 この表の職務の級の各欄に定める下段の号給数は、賃金規程第4条第4項の規定の適用を受ける職員に、上段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

(2) 技能職員給料表昇給号給数表

昇給区分		S	A	B	C	D
昇給 の号 給数	職務の級					
	3級	6~5		4	3~1 0	
	2級	3~2		2	1~0 0	
	1級					

備考 この表の職務の級の各欄に定める下段の号給数は、賃金規程第4条第4項の規定の適用を受ける職員に、上段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

(3) 医療技術・看護職員等給料表昇給号給数表

昇給区分		S	A	B	C	D
昇給 の号 給数	職務の級					
	7級	8~7		6~5	4	3~1 0
	6級	4~3		3~2	2	1~0 0
	5級	8~5		4	3~1 0	
	4級	4~2		2	1~0 0	
	3級	6~5		4	3~1 0	
	2級	3~2		2	1~0 0	
	1級					

備考 この表の職務の級の各欄に定める下段の号給数は、賃金規程第4条第4項の規定の適用を受ける職員に、上段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員以外の職員に適用する。

別表第7 休職期間等換算表（第24条関係）

休職等の期間	換算率

就業規則第 19 条第 1 項第 3 号、第 4 号の休職の期間	3／3 以下
通勤による災害（地方公務員災害補償法の規定により認定されたものをいう。）に係る休職の期間	3／3 以下
就業規則第 19 条第 1 項第 1 号の休職（通勤による災害に係るものと除く。）の期間	1／2 以下
就業規則第 19 条第 1 項第 2 号の休職の期間	0（ただし、無罪の判決を受けた場合は事情により 3／3 以下とすることができる。）